

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

四六九

### 告 示

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件  
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

四七〇

○福島県労働委員会

○地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件

四七〇

## 規 則

福島県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月六日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第四十九号

福島県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

福島県職員の職務発明等に関する規則(昭和六十二年福島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「農林水産部農業支援総室農業振興課研究開発室長」を「農林水産部農業支援総室農業振興課研究技術室長」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財産管理課)

## 告 示

### 福島県告示第五百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年八月六日から同年九月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
COOP バリュエーひがし 福島県喜多方市字惣座の宮一千七百番地十二
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年八月六日から同年九月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
COOP バリュエーぷらざ 福島県喜多方市字通船場二百六十九番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年八月六日から同年九月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
COOP バリュエーしおかわ 福島県喜多方市塩川町字東栄町三丁目三番地四
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まじづくり課)

福島県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

田村郡小野町大字塩庭字池ノ作一三二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(治山対策課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十一年福島県労働委員会告示第二号）は、廃止する。

平成二十二年八月六日

福島県労働委員会

会長 本田哲夫

一 地方公営企業の名称 いわき市総合磐城共立病院

二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

四 認定年月日 平成二十二年七月二十七日

(審査調整課)

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
総合磐城共立病院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、経営企画課長、総務課長、管財課長、医事課長、統括主幹、副看護部長、経営企画課長補佐、総務課長補佐、財政経営係長、企画係長、総務係長、職員係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者
磐城共立高等看護学院	学院長、事務長、教務主任